

社会福祉法人楽笑 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽笑（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条及びその他の規定により設置された委員会等の者（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長の報酬等は、別表1のとおりとし、就任の月から退任の月まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任にかかる月分の報酬は支給しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。

(理事の勤務報酬等)

第6条 理事が出席した理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が出席した理事会又は評議員会では、別表2により1日分の費用弁償を支払うことができる。

2 監事が出席した理事会又は評議員会以外の日において、法人又は施設の指導検査への立会、

運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

(その他の規定により設置された委員会等の者の報酬等)

第8条 その他の規定により設置された委員会等の者が、理事長の命を受けて法人又は施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

(費用弁償)

第9条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、業務終了後精算することができる。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人楽笑旅費規程により出張旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、施設等の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第12条 役員等の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第13条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、理事長には本人名義の金融機関口座へ毎月25日(その日が休日にあたるときは、その前日とする)に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(附則)

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

社会福祉法人楽笑 役員等報酬及び費用弁償規程 別表

別表1 役員報酬等（月額）

名称	報酬	費用弁償
理事長業務（常勤）	500,000円	社会福祉法人楽笑旅費規程 による車賃を支給する。
理事業務（非常勤）	0円	
監事業務（非常勤）	0円	

別表2 会議等出席に伴う報酬（日額）

名称	報酬	費用弁償
理事会出席	0円	社会福祉法人楽笑旅費規程 による車賃を支給する。
評議員会出席	0円	
その他の規程により設置された委員会等出席	0円	